

## 厚生年金保険法の改正に関する 取扱いについて

対象先

DB年金

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

### ポイント

- 信託協会から個別に確認した事項について回答があった。

### 新たに判明した内容(主なもの)

#### 存続意向基金関連

項目	内容
給付減額を行う場合の プラスアルファ水準下限	存続意向基金が給付減額を行う場合のプラスアルファ水準の下限は、施行日に 応じて以下の通り ・平成26年10月1日以前(10月1日含む):1割 ・平成26年10月2日以降 :3割

#### 代行返上/解散計画関連

項目	内容
代行返上/解散計画 提出時の財政再計算の 取扱い	・免除保険料の洗替えは不要だが、実施中の計画との整合性を確保する観点 から財政再計算(予定死亡率の変更等、計算基礎率の洗替え)は必要 ・代行返上/解散計画実施期間中に作成する財政見通しについては、洗替えた 計算基礎率に基づいた見通しが作成要
代行返上/解散計画 提出基金の財政運営	代行返上/解散計画を提出した基金は、計画提出時点から「従来の財政検証に 代えて、当該計画との乖離状況を検証(注)する」ことが適用 (注) 代行返上/解散計画で設定した積立目標を少しでも下回れば、直ちに掛金 対応等が必要
代行返上/解散計画の 提出時期	平成26年4月から代行返上/解散計画に基づく財政運営を行う場合は、 平成26年4月までに当該計画の提出要(注) (注) 当該計画に関する法令通達上の規定は改正法施行に伴い有効となるが、 平成26年4月に適用予定の計画を平成26年4月より前に実務上提出する ことは差支えないものと整理

項目	内容
代行返上/解散計画の財政見通しに係る取扱い	<p>① 財政見通し上の最低責任準備金は、以下の特例措置の反映可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代行給付相当額:7号方式、みなし7号方式、8号方式(一律0.875)の適用</li> <li>・ 厚年本体力回りの適用:「期ずれ」あり</li> </ul> <p>② 積立目標(「積立水準が低下しない」「額が拡大しない)」については、原則として、計画策定時点から代行返上/解散予定日までの期間を通じて満たす必要あり(代行返上/解散予定日時時点でクリアすればよいという意味ではない)</p> <p>③ 代行割れでない基金に係る取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任準備金、最低責任準備金、最低積立基準額のうち、基金が主体的に判断して必要と考えるものについて積立目標を設定することは可</li> <li>・ ただし、積立目標としていない項目についても、財政見通し上の記載要</li> </ul> <p>④ 代行割れ基金に係る取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積立目標と直接関係しない項目(責任準備金、最低積立基準額)についても、基金の財政状況の指標として重要であるため、財政見通し上の記載要</li> </ul>

### 特例解散関連

項目	内容
分割納付特例時の納付期限30年延長の認定要件	<p>認定要件の1つとして規定されている</p> <p>「年金給付等積立金の額が設立事業所に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれる」</p> <p>とは、「例えば、代行割れが大きく、設立事業所が代行割れを解消するための掛金負担をすることが困難である状況」を想定</p>
納付計画承認申請と同時に、納付計画の変更申請を行う場合の取扱い	<p>事業所ごとの納付計画について、個別に承認されない場合の取扱いは以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金として再申請は不要</li> <li>・ 当該事業所の納付計画を補正することを基本とする予定</li> </ul> <p>(注)当該事業所の計画補正に伴い、基金及び他の事業所の納付計画の承認は遅れることに留意要</p>

### DB/DC移行関連

項目	内容
DCへの残余財産移換時の同意手続き	<p>解散に伴い企業型DCの資産管理機関へ残余財産を移換する場合には、以下の同意手続きが必要</p> <p>① 資産移換を行うことができる解散基金加入員となるべき者の1/2以上の同意</p> <p>② 解散時における基金加入員のうち、資産移換を行うことができる解散基金加入員となるべき者以外の者の1/2以上の同意</p> <p>(注)過去提示されたFAQでは「規約に定めるところにより行うことで、個々の加入員等の同意は不要」とされていたが、見解が差替えられた</p>

項目	内容
存続厚生年金基金から移行したDB等の特例措置(※)の適用対象	<p>特例措置の適用対象(注)としては以下の通り(④及び(注))の内容が新たに判明)</p> <p>① 代行返上してDBに移行する場合</p> <p>② 解散して残余財産を事業所ごとに既存又は新設のDBに移換する場合</p> <p>③ 代行割れしている基金が特例解散し、新たにDBを実施して退職給付を再建する場合</p> <p>④ 厚生年金基金の設立事業所に係る権利義務をDBへ移転する場合</p> <p>(注) 加入員に係る残余財産がない場合、代行割れしている基金が通常解散する場合は対象外</p>

(※)特例措置は以下の通り

(1) 財政検証(継続基準)に係る内容

- ・ 特別掛金の予定償却期間に係る最長年数の延長
- ・ 特別掛金の定率償却適用時の償却割合に係る下限引下げ
- ・ 許容繰越不足金の算定方法の緩和

(2) 財政検証(非継続基準)に係る内容

- ・ 積立比率による掛金設定時の積立不足に係る償却額の下限の段階的緩和
- ・ 回復計画による掛金設定時の計画年数の緩和

## その他

項目	内容
前納の取扱い	<p>前納を行った場合の最低責任準備金の取扱いは以下の通り</p> <p>① 最低責任準備金から前納額は控除しない (控除するのは前納額に相当する利息のみ)</p> <p>② 代行返上/解散計画においては、年金給付等積立金の額に、前納額を加算して計画を作成</p>
指定基金の取扱い	<p>① 平成24年度財政決算の結果、指定基金の指定解除が予定されている基金については、決算報告書の内容確認後、速やかに指定解除を行う予定</p> <p>② 平成24年度財政決算の結果、健全化計画の見直し等が必要な基金については、以下の理由から健全化計画の提出は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定基金に関する通知廃止</li> <li>・ 再策定する健全化計画は平成26年度以降のものとなる</li> </ul>